



令和 3 年（2021 年）6 月 22 日

職員の懲戒処分について

地方公務員法第 29 条に規定する懲戒処分を実施しましたので、彦根市職員の懲戒処分の公表基準に基づき、以下のとおり公表します。

なお、本市としましては、このような事態を招いたことを重く受け止めるとともに、市民の皆様にご心からお詫び申し上げます。

今後、このような不祥事が二度と起こらぬよう、すでに職員の綱紀粛正を行っておりますが、法令遵守の再徹底を図り、再発の防止に取り組んでまいります。

彦根市長 和田 裕行

【処分内容等】

処分年月日	処分内容	事実の概要	所属課	氏名	職階	年齢	性別
R3. 6. 22	懲戒免職	以下のとおり	市民環境部 生活環境課	村中 実	一般職	45 歳	男

○ 事案の概要および処分理由

被処分者は、福祉保健部社会福祉課在籍時、令和 2 年 9 月 18 日頃から同年 9 月 23 日頃までの間において、生活保護のケースワーカーとして担当していた生活保護受給者に支給すべき生活保護費 52,014 円を自己の用途に消費する目的で着服し、横領したことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた。

被処分者は、令和 3 年 3 月 30 日に業務上横領容疑で本市から 1 件目の告訴を行い、同年 5 月 17 日に逮捕、同年 6 月 2 日に 2 件目の告訴、同月 4 日に 1 件目の事案で起訴、同月 7 日に 2 件目の事案で再逮捕されているが、被処分者から弁護士を通じ、文書での被害額支弁申し出があった。このため、起訴された 1 件目の事案に関して、警察の捜査状況を確認しながら、同月 18 日に被処分者に接見したところ、着服および横領の事実を認めた。なお、被処分者は、1 件目(52,014 円)および 2 件目(52,302 円)の事案について、被害額を全額返済した。

「公金または公物の横領」は、地方公務員法第 32 条に規定された法令等及び上司の職務上の命令に従う義務に反する行為であり、また同時に、職員の職全体の不名誉となる行為として、同法第 33 条で規定される信用失墜行為の禁止に違反する行為にあたる。

以上のことから、被処分者の行為は、同法第 29 条第 1 項第 1 号（法律および規則等の違反）、第 2 号（職務上の義務に違反、又は職務を怠った場合）および第 3 号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）で規定する懲戒処分の理由に該当する。

そのため、被処分者に対し、令和 3 年 6 月 22 日付けで「懲戒免職」処分を行った。

○ 被処分者の上司に対する処分

本件については、所属職員の公金管理に関し管理監督責任が問われるものとして、当時の福祉保健部長（60 歳男性）に対して「訓告」処分を行った。なお、当該業務を統括していた当時の福祉保健部次長（58 歳男性）および社会福祉課長（福祉保健部次長が兼務）は令和 2 年度末で退職をしていることから、この処分は不問とする。

彦根市総務部人事課

担当：人事課長 野島、同課長補佐 浅原

TEL：0749-30-6106（直通）、FAX：0749-22-1398